

## 令和7年9月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和7年9月19日(金)
招集場所	北名古屋市役所 東庁舎 3階 第4会議室
開会	令和7年9月26日(金) 午前10時
応招委員 (出席委員)	教育長 松村 光洋 委員(教育長職務代理者) 岡島 秀隆 委員 山田 聰子 委員 田中 幸湖 委員 諸星 明彦
不応招委員 (欠席委員)	委員 平松 貴美子
説明のため 会議に出席 した者 の 職 氏 名	教育部長 安井 政義、教育部参事 池田 英則、教育部次長兼学校教育課長 高橋 真人、 給食センター長 北村 智徳、生涯学習課長 祖父江 由美、スポーツ課長 渡辺 進、 学校教育課主幹 水野 正景、学校教育課係長 太田 祐介
提出議案	議案第20号 令和7年5月教育委員会議事録の訂正について 議案第21号 北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部改正について
閉会	令和7年9月26日(金) 午前11時
議事日程	別紙のとおり
議事録 署名委員	..... ..... .....

議事録作成者

< 午前 10 時 開会 >

**教育長（松村光洋）**

平松委員より欠席の申し出がありましたのでご報告いたします。ただいまの出席者数は 5 名で、定足数に達しております。よって会議は成立しますので、令和 7 年 9 月北名古屋市教育委員会臨時会議を開会します。

**教育長（松村光洋）**

議案審議に入る前に、お諮りしたいことがございます。

議案第 20 号、令和 7 年 5 月教育委員会会議議事録の訂正については、個人情報を説明する必要があり、個人の特定につながることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項、ただし書により非公開について、私から発議をさせていただきます。また、同条第 8 項に討論を行わないで、その可決を決しなければならないとされていますので、併せて採決をいたします。

議案第 20 号、令和 7 年 5 月教育委員会会議議事録の訂正について、非公開とすることにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（松村光洋）**

全員異議なしと認め、議案第 20 号を非公開といたします。

議案第 20 号、令和 7 年 5 月教育委員会会議議事録の訂正についてを議題とします。事務局、説明してください。

（内容については、非公開）

**教育長（松村光洋）**

次に、議案第 21 号、北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部改正についてを議題とします。事務局説明をしてください。

**給食センター長（北村智徳）**

議案第 21 号、北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。令和 7 年 9 月 26 日提出。提案理由、この案を提出するのは、学校給食を円滑に実施するため、及び令和 7 年 10 月 1 日より児童生徒以外の者の学校給食費の単価を改定するため、本要綱の一部を改める必要があるからでございます。今回の改正は、令和 7 年 10 月 1 日から児童生徒以外の方が負担する学校給食費の単価を改定する必要があるため、要綱の一部を改めるものです。また、この改正時に他の条文の一部につ

いても字句の整理等を行うものです。北名古屋市学校給食費取扱要綱の一部改正の新旧対照表をご覧ください。1点目は、条文の整理でございます。第2条第3項に「ものとする」という文言を追加及び整理し、第4条にただし書を加え、4月分の給食実施予定日及び給食実施予定数の届出について、教育委員会が指定する期日とすることを追加いたします。また、第5条における「北名古屋市教育委員会」の表記を整理し、第7条に規定する「休日等を含む」を「その最初の日と最後の日との間に休日等があるときは、当該休日を含む」に改め分かりやすくします。2点目は、児童生徒以外の給食費単価の改定でございます。9月議会において、一般会計補正予算第3号により、国庫支出金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が市予算の賄い材料費に充てられることとなりました。これにより、保護者に新たな負担をお願いすることなく、学校給食の質と量を維持することが可能となります。しかし、この交付金は児童生徒を対象とする交付金であり、学校の先生など児童生徒以外の給食費には充てることができません。そのため、児童生徒以外の方が負担する給食費の単価については、適正な賄い材料費を反映させる必要があり、今回、要綱を改正するものです。附則におきまして、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間において、これまで270円としていた部分を300円に、310円としていた部分を350円に改めるものです。施行期日は、令和7年10月1日からとなります。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**教育長（松村光洋）**

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

（岡島委員、挙手）

**教育長（松村光洋）**

岡島委員、お願いします。

**委員（岡島秀隆）**

施行期日は1に係るが、2には該当しないので、無くしてもよいのではないか。

**教育長（松村光洋）**

この要綱は、令和7年10月から施行することです。

**委員（岡島秀隆）**

附則の施行期日について、1は施行期日、2は金額が中心になっているので、附則の施行期日の記載については、附則の1と2の両方に係るので

はないか。

**給食センター長（北村智徳）**

総務課の例規担当者に確認のうえ作成したため、再度確認します。

**教育長（松村光洋）**

令和5年4月1日の下の括弧書き部分が引っかかるということですね。

**給食センター長（北村智徳）**

ここは過去の経緯で、いつ直したという記録の形になります。ご指摘のありました附則の部分の施行期日については確認し、必要であれば訂正させていただき、不要であればこのまま進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

**教育長（松村光洋）**

その他いかがでしょうか。

（諸星委員、挙手）

**教育長（松村光洋）**

諸星委員、お願いします。

**委員（諸星明彦）**

新旧対照表で検討した後、次のページに正式に新しくできたもので修正されているかを点検するため、改正後の新しい要綱を添付するとよいと思います。

**給食センター長（北村智徳）**

ご指摘のとおりだと思います。

**教育長（松村光洋）**

次回以降、ご指摘のとおりとしてまいります。臨時交付金は、児童生徒に対するものになるので、賄い材料費が上がっても子どもたちの給食費としてはプラスの徴収はいたしません。

**教育長（松村光洋）**

その他よろしいでしょうか。

（しばらくの間）

**教育長（松村光洋）**

お諮りいたします。議案第21号について、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

**教育長（松村光洋）**

全員異議なしと認め、議案第21号北名古屋市学校給食費取扱要綱については、承認されました。

**教育長（松村光洋）**

以上で、本日の臨時会議を閉会とします。ご協力ありがとうございました。

< 午前11時 閉会 >